

平成28年2月

逗子市教育委員会定例会

平成28年2月16日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成28年 2月16日 逗子市教育委員会 2月定例会を逗子市役所 5階第6会議室に招集した。

◎ 出席者

委 員 長	山 西 優 二
委員長職務代理者	桑 原 泰 恵
教 育 委 員	横 地 みどり
教 育 委 員	塚 越 暁
教 育 長	村 松 雅
教 育 部 長	石 黒 康 夫
教 育 部 次 長 教育総務課長事務取扱	原 田 恒 二
学校教育課担当課長	杵 山 英 廷
社会教育課長	翁 川 昭 洋
社会教育課担当課長	橋 本 直 樹
図 書 館 長	小 川 俊 彦
図 書 館 館 長 補 佐	鈴 木 幸 子

事務局

教育総務課副主幹	坂 本 周 史
教育総務課主事	須 藤 彩 香

◎ 開会時刻 午前10時00分

◎ 閉会時刻 午前11時00分

◎ 会議録署名委員決定 塚越委員、横地委員

○山西委員長

それでは、会議に先立ち傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年逗子市教育委員会2月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は塚越委員、横地委員をお願いいたします。

それでは、これより会議日程に入ります。

◎日程第1「12月定例会会議録の承認について」

○山西委員長

日程第1「12月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただくようお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。会議録について御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

御異議がないようですので、12月定例会会議録は承認いたします。

横地委員、桑原委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長報告事項について」

○山西委員長

それでは、日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長からの報告をお願いいたします。

○村松教育長

それでは、私からは去る2月10日に開催されました第2回県・市町村教育委員会教育長会議について御報告をいたします。この会議は、県教育委員会が主催をし、年間2回開催されるもので、県内各市町村の教育長33名プラス県の教育委員会の経営管理職、教育長を初め部

長、局長、それから教育事務所長の約40名の参加の会議で、横浜で行われました。内容については、県からの施策等の説明が主で、主なものとしては来年度の県の当初予算案、それからスポーツ行政の施策について、不祥事防止について、教科書採択に係る内容について等で行われました。来年度の当初予算案については、いじめ、不登校、暴力行為などの対応強化、子育て・家庭教育への支援等が予算編成として盛り込まれているということでした。

スポーツ行政の移管については、学校体育を除くスポーツ行政は、知事部局のスポーツ局が設置されて、そちらに移管するという報告がありました。オリンピック・パラリンピック等を見据えて動きかというふうに考えられます。

また、教職員の不祥事防止については、現在の段階で県の処分状況等の発表があり、例年よりやや下回っているもののまだ不祥事が継続しているので、各市町村においても教職員への通知等よろしくという内容でした。

教科書関係は、何カ月か前に教科書会社が教科書の内容について、教職員の会議などで内容についての意見を求め、謝礼を出したという報道があり、その後、文部科学省は教科書会社に、いつ、どういう会議を開催して、どういうメンバーを集めたという報告を求め、そのメンバーがいる市町村に対し、県を通してその具体的な内容について調査をし、これは2月10日の段階で市町村から県に報告をするということで締め切っています。逗子では該当はありませんでした。内容は、教科書のための会議を開いて内容検討するだけではなく、例えば自分の学校の研究委託にかかわっている大学の先生の研究会といたしますか、そこに参加をしたら、そこで教科書の話が出たという場合もあり、熱心な教員が自主的に参加をし、行ってみたら教科書の話があったということもあるようですが、そこで謝礼等が発生すると、やはり問題になりますので、先日の校長会議でもこの話題は提供し、逗子では該当がなかったものの、今後自主的な研究会等に参加したときの金銭については慎重にということをお伝えしました。また、不祥事防止についても資料を配付して、市の校長会でも説明をしました。以上です。

○山西委員長

はい、ありがとうございます。大きく4点について御報告いただきました。いかがでしょうか。今の報告について、何か御質問、御質疑、御意見があれば伺います。

よろしいですか。それでは、御意見、御質問がないようですので、教育長報告事項については終わりにします。

◎日程第3「報告第2号議案（平成27年度逗子市一般会計補正予算（第8号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○山西委員長

それでは、日程第3「報告第2号議案（平成27年度逗子市一般会計補正予算（第8号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より御報告をお願いします。

○原田教育部次長

報告第2号議案（平成27年度逗子市一般会計補正予算（第8号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から議案（平成27年度逗子市一般会計補正予算（第8号））作成に伴い意見を求められ、その回答に緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年2月9日付で教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案の内容について御説明いたします。平成27年度逗子市一般会計補正予算（第8号）に関する説明書をごらんください。まず、歳出より御説明申し上げます。説明書の32ページ、33ページをお開きください。第9款教育費、第1項、第2目事務局費から第2項、第2目保健給食費までの職員給与費につきましては、職員の人事異動等に伴い、給与費の不足額及び不用額をそれぞれ見込み計上するものです。第3目教育振興費、特別支援学級運営事業588万5,000円は、昨年12月定例会で御説明いたしました一般会計補正予算（第6号）の沼間小学校通級指導教室（ことば・きこえの教室）整備のための改修工事にかかる費用で、説明の中で来年度に行うとされた工事を前倒しして、27年度中に行うものです。これは、国が示した交付金の採択方針が27年度補正予算と28年度当初予算を合わせて考えられており、まず27年度補正予算で優先採択事業が採択され、そこで財源が生じた場合に28年度当初予算として他の事業に配分されるといった内容であるため、急遽申請の手続を行ったものです。

34ページ、35ページに移りまして、第3項、第1目学校管理費から第5項、第1目スポーツ推進費までの職員給与費につきましても、先ほどの説明と同様に職員の人事異動等に伴い、給与費の不足額及び不用額をそれぞれ見込み計上するものです。以上で歳出の説明を終わります。

引き続き歳入の御説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きください。第14款、第2項、第6目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金166万6,000円は、前述の通級指導教室改修工事に充当する財源として計上するものです。

10ページ、11ページをお開きください。第21款市債、第1項、第5目教育債中、第1節小学校債の学校教育施設整備事業債は、歳出で説明した通級指導教室改修工事に充当する財源として250万円が増額となるものの、今年度実施した小坪小学校外壁防水改修工事の事業費が入札により執行されたことから330万円減額となり、トータルで80万円を減額するものです。第2節中学校債の学校教育施設整備事業債は、やはり今年度実施した沼間中学校外壁防水改修工事の事業費が入札により縮小されたことから400万円減額するものです。第4節教育総務債、教育研究所整備事業債は、（仮称）療育・教育の総合センター整備に係る事業費の教育研究所部分の比率が若干増加したことから、100万円の増額となるものです。

43ページをお開きください。歳出で説明いたしました第9款教育費の通級指導教室改修工事に係る事業費は、年度内に完了する見込みがないことから、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として設定するものです。以上で報告を終わります。

○山西委員長

はい、ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はいかがでしょうか。

（「ありません」の声あり）

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

御異議がないようですので、承認することに決定いたします。

◎日程第4「議案第1号議案（逗子市図書館条例の全部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○山西委員長

それでは、日程第4「議案第1号議案（逗子市立図書館条例の全部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○原田教育部次長

議案第1号議案（逗子市立図書館条例の全部改正について）作成に関する逗子市教育委員

会の意見聴取に対する回答について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、平成28年2月9日付け28逗0301発第0400001号により市長から議案（逗子市立図書館条例の全部改正について）作成に伴い意見を求められたため、その回答について提案するものです。

それでは、議案の内容について御説明いたします。逗子市図書館条例の全部改正については、行財政改革基本方針に基づき作成された民間委託等ロードマップの計画年度に合わせて平成29年度から指定管理者による管理に移行するよう所要の改正を行うものです。なお、この条例は指定管理のための追加規定が多いことから、全部改正の形式で提案するものです。改正内容の詳細につきましては、引き続き図書館館長補佐から説明をさせていただきます。

○鈴木図書館館長補佐

それでは、議案第1号逗子市立図書館条例の全部改正について御説明申し上げます。主な改正内容につきましては、順を追って御説明いたします。

まず、第3条及び第4条は、図書館法の趣旨を踏まえ、逗子市立図書館の設置目的及び図書館事業の内容をより明確化させたものです。

第6条は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、逗子市立図書館の管理を法人その他の団体であって市が指定するものに行わせることができる旨を規定したものです。

第7条は、指定管理者が行う業務について規定したものです。

第8条は、指定管理者の指定手続について規定したものです。

第9条は、指定管理者の指定等の告示について規定したものです。

第10条は、指定管理者との協定の締結について規定したものです。

第11条は、事業報告書の作成及び提出について規定したものです。

第12条は、第8条第4項において指定管理者の候補を選定するに際しては、逗子市立図書館指定管理者候補選定委員会に諮問しなければならないと規定したことから、同選定委員会の設置について規定したものです。

第13条は、指定管理者の指定の取り消しについて規定したものです。

第14条及び第15条は、従来施行規則で定めておりました開館時間及び休館日について、条例で規定することとしたものです。

第16条は、図書館資料の選書、収集及び除籍については、別に定める方針等に基づき、図書館長、図書館職員及び教育委員会職員による選書会議で検討し、図書館長が決定するとともに、教育委員会に報告する旨を規定するものです。

第17条は、指定管理期間の満了時、指定の取り消しまたは業務の停止等を命じる必要が生じた場合の図書館施設、設備の原状回復について規定したものです。

第18条は、従来施行規則で定めておりました損害賠償について、条例で規定することとしたものです。

その他、現行の条文の繰り下げ及び文言の整理等を行いました。

最後に附則でございますが、第1項は本条例を平成29年4月1日から施行することとし、第2項において指定管理者の指定のための準備手続その他必要な準備行為は、条例施行前においても行うことができる旨規定したものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山西委員長

はい、ありがとうございます。本件については、平成25年度においても教育委員会においてかなり丁寧な議論がなされたと思いますが、その議論も改めて踏まえつつということで、本件について御質疑、御意見はいかがでしょうか。

○塚越委員

今、委員長から、25年度に議論がいろいろなされたと言いましたけれども、そもそも今回の条例改正の前提というか、目的というか、何のための、何を目指して行うものなのかということをもう一度この場で確認させていただければと思うのですけれども。

○山西委員長

いかがでしょうか。これは今までもやっている、そういう面での図書サービス等々の議論、職員の問題、いろいろ出されていると思いますが、館長。

○小川図書館長

まず1つは、指定管理そのものに関して言えば、行政サービスの効率化、あるいは効率化というか、向上ですね。それから予算の問題のことが1つ。それが多分一番大きいことになります。サービスの向上に関しては、もう既に開館時間等に関して十分な時間設定をしておりますので、ここに関してはもうそれほど必要ないだろうという判断をしておりますが、行政サービスの効率に関しては、特に人の問題で、ほとんどが非常勤によって動かされている。非常勤でないのは3名だけで、残りの約40名近くは、私を含めて非常勤になっている。一番大きな問題は、非常勤職員が10年で任期切れになってしまって、業務の継続がほとんど不可能ということが図書館にとっては一番大きな問題です。毎年、非常勤職員が交代しております。さらに、市長の強い意見としては、市民に仕事を負担していただきたい。市民協働とい

うことをかなり強くお考えになっていらっしゃると思います。市民協働だけではなく、できれば業務を運営することによって、その運営の会社が市に税金を落としてくれるだろうということで、市内の事業者にその運営を任せたい。できれば市内の職員を中心に運営をしてほしいというのが一番強い要望になっております。予算削減に関して言えば、それほど大きな削減も見込めません。ほぼイコールのような形になっていると思いますが、一番懸念していた、逆に人件費の削減になるかならないかという件に関しては、市長とも確認をして、そういうことにならないようにしたいという話は伺っております。以上です。

○山西委員長

改めて職員、特に非常勤職員の任期の問題、さらには改めて今後の図書館運営における市民協働という視点、さらには今、予算ということについて御報告いただきました。いかがでしょうか。

○塚越委員

非常に理解しました。予算を削減するためのということではなくて、事業をより安定的に、継続的に運営するためということと、市民とともに場をつくっていくためと、この2つを目指しての改正だということ、非常によく理解できました。ありがとうございます。

○山西委員長

ほかにいかがでしょうか。

○桑原委員

今のことと関連しているのですけれども、25年度あたりからこういったお話は我々も討議してきた中で、一つ教育委員会、私個人もそうですけれども、指定管理ということについて勉強を重ねたり、市民の方の御意見を伺いながら、市長が御提案された市民協働型というところに非常に共感をして、そこが逗子らしい指定管理であり、図書館の方向性を実現できるのではないかなというような考えに至っています。今回のこの条例の全部改正も、そちらを実現させるためだと思うのですが、改めて確認ということで、特にこの条例改正での第8条第1項第3号に関連されるかと思うのですけれども、一応指定管理者、市民協働型ということで、パブリックサービスという名前が市長の口からも出てますので、今回は第2号の公募の方法によらないことについて合理的な理由があるということが前提で、第3号の市の施策、方法等が反映しやすく、事業及び運営方針の継続性を確保できる法人その他の団体を指定する理由として、今の塚越委員からも御質問があった前提にのっとった形で進めていくというような理解をしているのですが、そのところを御説明いただければ。

○小川図書館長

先ほど申し上げましたように、市の会社であるということ、市内に在住する会社であるということ、もう一つは逗子市が50%を超える出資をしているということで、なおかつ副市長がその役員として参加できているという状況があるので、内容的にも把握しやすい状況があるというのが一番大きい理由になっております。

○山西委員長

改めてそれが前提の議論になっているということの確認ですね。

○小川図書館長

すみません、もう一つ、経験がないというのが前回の議会で否決された理由だったんですけども、指定管理に関してはパブリックサービスが昨年4月から市民交流センターの運営をしておりますので、一応指定管理の経験はあるだろうということが1つ。それから、さらに図書館運営に関しては、原則として現在の非常勤職員が希望する限りは全員そのまま移行できるということになっておりますので、その辺で合理的な基準という、一番大きなポイントになるだろうと思います。

○山西委員長

まさしく指定管理という、公募制をとりながらも逗子の場合は非公募のという、この流れが一つの前提になっているというところで動いてきているということですね。

○鈴木図書館館長補佐

今の館長の御説明の補足になるんですが、株式会社パブリックサービス、こちらが非公募・特命で方針決定したというのが平成25年12月に逗子市行財政改革推進本部の中で逗子市立図書館における指定管理者の選定に当たり、非公募・特命で株式会社パブリックサービスを候補者とするということで方針決定がされております。今回、平成27年1月においても、この行財政改革推進本部において方針決定は継続するものということで決定していますので、この流れで株式会社パブリックサービスが非公募、特命で継続しているという考えになっております。

○山西委員長

指定管理に関しては、いろいろな御意見が全国各地でありますし、特にそこでは民間のということと、若干競争原理で図書館に入ってくることに對してはいろいろな意見があると思うのですが、逗子の場合は改めてパブリックという具体的な団体の中では議論も動いていますが、まさしく公民協働といいますか、官民協働とか、または協営とか、いろいろな言い

方はあると思いますが、そういったやり方を改めて市長が前面に出していく中で、新しい運用方法を考えていこうとする流れがあるということを改めて今、確認させていただきました。ほかにいかがでしょうか。

○横地委員

この条例案の細かいというか、一番メインというか、私は思っているのですけれども、第3条のところに図書館の目的が書いてあって、図書館は図書、記録その他必要な資料の収集、整理及び保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とするということで、その先へ行きまして、16条のところに、その資料、本等を保存、選んで、整理して保存するというところに大きくかかわるものとして、図書館資料の選書、収集及び除籍という、この条が出てくるのですけれども、平成25年12月にパブリックサービスというお話の中で、いろいろなところに不安や懸念や御意見があった中、2年余り過ぎまして、他市では民間がやっているというところの中でいろいろな問題点も出たり、気づきが出ている中で、ここの条が加わったということは、大きな意味があるのかなと思います。ただし、16条の最後のところに、図書館長、図書館職員及び教育委員会職員による逗子市立図書館選書会議で検討を行い、その結果を尊重して図書館長が決定するというようになっているのですけれども、これはいろいろな意味がこの中にこもっているのかなと、ちょっと推測はするのですけれども。ややもすれば、図書館長の決定だけでどんどん進んで、ちょっと偏ったものが出てしまうかもしれない。もう一つ、ややもすればということは、この選書会議で偏ったことが出てくるかもしれないという、2つの側面があると思うのですけれども、私はこちらで働く司書の方、そして図書館長の方の資質や倫理性というものを信じているのですけれども、ここの部分は司書である資質、倫理性、資格を持っているということで、その部分を最終的には尊重してやるという意味でよろしいのでしょうか。

○小川図書館長

最終的には司書の専門性を尊重します。その専門性の最高責任者は図書館長でありますということにしてあるわけです。教育委員会がかかわるとするのは、指定管理になったときに今回他市で選書の問題が生じたので、教育委員会もしっかり目を通していただきますよということにさせていただくために、あえて16条にこういう文言を入れております。今までは報告は、結果としての報告はしますけれども、常にとりかかるという形にはなっておりません。それはここの図書館だけではなくて、ほかにも大体図書館長の責任でという形をとってきております。ただ、指定管理になりますと、こういう問題が生じただけに、できればその不安を避けておくという

ことで、専門性、司書と司書の責任者である図書館長の判断ということにして、その結果を教育委員会に報告をして、承知していただくというスタイルをとります。

○山西委員長

改めて図書館資料の、司書に関してまさしく図書館長、図書館職員、そして教育委員会のある意味で一つの協働型で決定されていくという一つの流れがあるということの確認かなという気がします。よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。先ほども言いましたように、約2年前にもかなりいろいろな形で議論して、今後逗子で市長が市民協働もしくは公民協働型でもっていくという流れを、ある意味では理解した上で、この流れに沿って教育委員会も協力していくぞという形で、2年前にも確認させていただきましたが、2年間たって改めてこの動きの中で、今の最終的な図書館資料の選書に関しても、またその流れが若干補足、強化するような流れになっているとは思っています。

ほかに御意見、御質問はないでしょうか。なければ、これより表決に入ります。議案第1号については、原案のとおり回答することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、原案のとおり回答することに決定いたします。

◎日程第5「その他」

○山西委員長

それでは、その次、日程第5「その他」を議題といたします。

その他、議事についてありますでしょうか。

○枚山学校教育課担当課長

1月の定例教育委員会以降の市内小・中学校に関係する3点について御報告させていただきます。

まず、市内の児童・生徒の様子についてですが、中学校では12月の3者面談にて高等学校の受験校が決まり、主に1月から2月にかけて高校入試が行われております。本日は神奈川県公立高等学校全日制の学力検査の第1日目となっております。

市内小学校の1年生が2月の上旬、朝、登校後、鬼ごっこをしている際、振り向きざまに目の前にあった木の枝にて目をけがし、視力の低下が見られたため、救急搬送されるという事故が1件ございました。その児童は病院にて治療を受け、大事には至りませんでした。学

校に対しては、危険箇所等の点検について改めて指導いたしたところです。

続いて、ノロウィルスの感染についてです。小学校の給食調理員が1月下旬と2月初旬に1名ずつ、ノロウィルスの健康保菌者であることが検便により判明いたしました。1月の学校においては、給食施設内の消毒を行い、翌日をパンと牛乳とミカンによる簡易給食とし、週明けの月曜日を自宅からの弁当持参という措置を講じました。2月初旬の学校においては、週末であったため、翌週月曜日をパンと牛乳、ジャムとゼリーによる簡易給食といたしました。教育委員会事務局といたしましては、校長会議等を通じてノロウィルス感染について注意喚起を行っていたところですが、今回の件を受け、再度校長を通じ、給食従事者に対して感染の可能性のある食物を食べない等、食生活への注意を払うこと、手洗いの励行、公衆浴場など感染の可能性の高い場所への出入り自粛等について、改めて指導を行いました。

続いて学級閉鎖の状況についてです。1月末からインフルエンザ等の罹患者が増え始め、きのうまで、小学校3校9学級、中学校1校1学級をそれぞれ3日間閉鎖いたしました。本日もこの定例教育委員会の直前に報告が入り、新たに小学校1校1学級で明日から3日間の学級閉鎖を行います。学級閉鎖・学年閉鎖の状況については、その都度、逗子市ホームページ内、学校教育課のサイトに掲載しております。学校現場の教職員は、授業中、市のホームページを見る機会が少ないので、新しくなったグループウェア「a n d . T」のお知らせ機能を使い、状況を掲載し、注意喚起をしております。以上3点、御報告でした。

○山西委員長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。かなりインフルエンザがまた広がってきているなというところがありますが。何か今の御報告に御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

その他、事務局からは何か御報告ありますでしょうか。

○原田教育部次長

案件は以上でございます。

○山西委員長

それでは、委員の皆さんから何か議事としてありますでしょうか。

○桑原委員

今、学校教育課から学校の様子のお報告があったのですが、1月の末に逗子市の教育委員会委託研究発表会があったということで、私も資料をいただいています。今年はちょっと参加できなかったのですが、以前もお話を伺って、非常に皆さんが熱心にいろいろな取り組み

をされていることもありますので、ちょっとそのポイントですとか、今回の委託研究会のねらいや成果について、報告いただければと思います。

○枚山学校教育課担当課長

それでは、教育委員会委託研究発表会について御報告させていただきます。過日御案内させていただいたとおり、1月28日（木曜日）の午後、市役所会議室を会場に本年度の教育委員会委託研究発表会を開催いたしました。委託研究については、教育委員会の施策及び逗子市学校教育総合プランの実現に向けた研究を各学校にさせていただくため、研究の視点を示し、特に子どもたちの確かな学力を育むため、授業研究を柱とした特色ある学校づくりの研究を委託しております。毎年8校全てにその研究の委託をしておりますが、当日は日程の関係で5校のみの発表となっております。今年度は小坪小学校を除く小学校4校と逗子中学校の計5校の発表を行いました。参加者は市民・保護者を含んだ80名程度ということになっております。どの学校も教育委員会の施策の一つである支援教育の視点を意識した研究になっており、市教育委員会の考えを理解した上で研究を深めていると感じました。研究の詳細につきましては、先ほどお話のありました資料等で御確認いただければと思います。以上です。

○山西委員長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○桑原委員

資料も拝見しているのですけれども、組織的にとといいますか、こういった研究を続けられていることに非常に感謝させていただくことと、成果を期待したいなと思っています。ざっと拝見すると、今、逗子市だけでなく、国でも進めているような、いわゆる授業に積極的にかかわる子どもたちの姿勢をどのように授業の中に実現していくかというようなことについて、力を入れていらっしゃるのかな。そういった意味で集団の中での学び合いであるとか、自らテーマを持って考えて、それを発表していくということで、それが表現力であったり、創造力であったりということかなというように思っているのですが。そういったことで、さまざま取り組みされていると思うのですが、何かわかりやすい形でのこういった取り組みの成果ですか、一人の子どもがどう変わったということもあるかと思うのですが、何かちょっと別の視点でも構わないので、こういった取り組みがこういういい流れになっているんだとか、ちょっとそんなようなことも伺えればうれしいなと思ったのですが。もしそういったことがあれば。

○枚山学校教育課担当課長

今年の研究発表会につきまして、特に小学校のほうで今話がありました「学び合い」という文言がキーワードになっております。4校の発表全て「学び合い」ということと、それから「自ら」であるとか「自主的に」というところがキーワードになっていたと思います。報告の中で、この授業を成立させるためには、やはり学級運営が大切で、仲間づくりが不可欠なんだということを発表されていた学校が印象的でした。この2つが両輪となって授業が行われていくというところに、多くの学校が改めて認識を持って取り組んでいるというところが成果の一つではないかと思っております。

○山西委員長

いかがでしょうか、よろしいですか。

○桑原委員

ありがとうございます。本当に自主的に子どもたちが、なかなか今、意欲がないということも言われていますので、子どもたちが学ぶ意欲を持って積極的に授業にかかわり、お互いが学び合うというスタイルが、そういったことが叫ばれて久しいとは思いますが、従来型の日本の授業形態というか、なかなかそこに追いついていないのかなというような、それがうまく移行してくる段階なのかなと思いますので、そういったことが定着して、いわゆる学ぶ喜びや意欲、そして仲間の高め合いということが逗子の子どもたちの中から定着すればなと思っています。以上です。

○村松教育長

私も研究発表の最初に挨拶をしましたが、授業は今までは指導ということと直結していて、教員のほうからの伝達とか教育という、教えることが中心でしたけれども、先ほどの学び合いというのは、子どもたち同士が自分の理解していることを他人に伝えることによって、自分もより定着を図る、自分の中でしっかりと覚える。それから、わからないことについては友達という言葉で聞くということがベテラン教師以上に子どもたちにとっては理解が深まることになるので、そういう効果も利用しながらやっていくというのが今の授業スタイルになってきています。子どもたちの活動が増えれば増えるほど、やはり時間の保障が必要になってきて、先生が説明すれば短時間で済むことが、自分たちに考えさせて、さらにそれを友達に伝えて、発表するという時間の保障が必要になるので、どの学校もここで大変工夫をしたり、研究の成果がこれから出ていくところかなというふうに思っています。

今、学校のさまざま業務の標準化という取り組みをしていますけれども、研究については、一番、標準化ではなくて、それぞれの学校の特色を生かしてやってもらいたいと思っている

ところですが、結果的には市で取り組んでいる支援教育とか学級集団づくりとか、そういうものが各学校のテーマに入っていますので、結果的には一つの学校の内容が他の学校にも大変参考になるという、望ましい方向性になっているかなというふうに感じました。以上です。

○山西委員長

今の件についてはいかがでしょうか。そういう面ではこういった委託研究という中で、各学校が全体の逗子の学校教育総合プランもしくはその背景にあります逗子教育ビジョンというところを踏まえつつ行われているというところでは、このそれぞれの学校が全体としていい意味でつながるといふ流れの中で、研究を行っているということと、あとやはり夏に教育委員会がまさしく研究所で研修をやっていますね。こことも当然これはすごくリンクしている流れだろうと思いますので、うまくそことも常に委託研究とまさしく夏季の研修というものがきちっと循環するような流れになれば、より全体がいつながりをつくり出すかなという気がしますので、ぜひともそことの関連も改めて想定していかなければならないかなとは思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○桑原委員

今、逗子のいろいろな大きな取り組みというお話も出たんですけども、その中でいわゆる支援教育が逗子市が非常に力を入れていて、一昨年になりますか、“「困った」子？いいえ「困っている」子！です”という冊子をつくったり、そんな動きがあると思うんですが、本年度も子育て講演会ですか、それに、その流れの中からは理解しているのですが、その講演会が行われて、私もその会場の近くにおりますので、非常に参加率も高く、参加された方の生の声を伺うと、非常によかったというお声をいただいていますので、ちょっとその講演会や、この取り組みについて、今年度の御報告と今後の方向なども伺えればと思いますが。

○石黒教育部長

研究所長がおられませんので、私がこの講演会に参加いたしましたので、かわりに御報告いたします。委員がおっしゃいましたように、3年ほど前に子育てのリーフレットということで、教師と、それから市民の方々の発達障がい理解の啓発のために、“「困った」子？いいえ「困っている」子！です”というリーフレットを作成いたしました。その監修として、星山麻木先生に参加していただいて御指導いただいたということをきっかけに、星山先生の講演会、子育て講演会ということで企画させていただきます。一昨年には教職員の夏の講演会というのを開いて、教職員を対象に行っておりますし、あるいは一般市民の方々を対象

の講演会というのも昨年からは始まって、今年は2年目ということです。

今年は全4回の講演を行っていただきました。話の内容としましては、発達障がいというものを発達のバランスの悪さ、誰にでもあるものであり、バランスが非常に悪くなると、例えばコミュニケーションがとりづらくなったり、学びにくさがあったりということは出てくると。ただ、そのバランスの悪さ自体は、どんな人にでもあるんだよということから、その発達障がいに対する理解を促すというお話、そして支援をするにはどういう考え方で行えばいいのかというようなことが中心にお話をされていました。

今回の参加者ですが、50名の方に参加していただいて、お部屋はほぼいっぱいでした。お子様を連れてお見えになった方も5名ぐらいいらっしゃって、アンケートをとらせていただいて、42名の方に御回答いただきましたけれども、93%がとてもよいと。残り7%がよいというような回答をいただいております。ちょっと感想を紹介させていただきますと、今回で3回目の参加でしたが、改めて気づくことが多く、星山先生のお話をこれからも逗子で続けられたらありがたいです。先生向けの講演会もやってほしい。星山先生の講座を増やしてほしい。また、資格修得につながるような勉強会をお願いします。今回も励まされました。毎回参加させていただき、早期発達支援士の講座を受けたいので、逗子でもぜひ開校していただきたいです。自分の子育てにも、他の子どもたちにも役立てていきたいと思いますなどの肯定的な感想をいただきました。

来年度以降ですけれども、来年度の予算が議会にお認めいただければ、7回の講座を予定しております。その講座の内容につきましては、星山先生が主宰されています子ども・家族早期発達支援学会と連携をいたしまして、講座を修了した方々の希望があれば、先ほどちょっとキーワードが出てまいりましたけれども、早期発達支援士という資格の認定にもつなげていければというふうなことも考えております。以上でございます。

○山西委員長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○桑原委員

ありがとうございます。非常に継続的な取り組みで、今のアンケートの報告を伺っても、本当にいい形に推移しているなということを伺えて、本当にうれしく思っています。あと、今回の講座は、ちょっと伺ったところによると、社会教育課及び教育研究所、あと福祉のほうも絡んでいらっしゃる。以前からいわゆる縦割りを超えて、横の連携で、いわゆる子育て、子どもの教育関係も実現したいという、まさに教育ビジョンのつながりがありますので、こ

ういった横断的な取り組みが市の中で行われて、それが今、資格取得ということもありましたけれども、そこがまた市の中に生きてくるという形につながれば、より一層まいた種が線になり、面になりということになるかと思しますので、ぜひ予算を獲得していただいて、いい形になればと思います。

○山西委員長

はい、ありがとうございます。今のことについてよろしいですか。まさしく横断的というところに関して見ると、今、子育て支援の中で発達障がいという問題が出てましたけれども、来週から二、三週間にかけて、各逗子の中学校で実践されようとしている心をテーマにした、これは社会福祉協議会の福祉教育チームの実践、これはもうまさしく震災時における障がいのある人たちへの差別と非差別の問題から入って、そこにおけるまさしく差別する側、差別される側の気持ち、心の問題を実践の中で考えていくという、これも社協が福祉教育の流れで行っていくというところで、この流れとやはりまさしく教育委員会の流れも横断的にどうとらえ直していくかというところも、すごく大切なことだろうと。さらには、ちょうどこの週末行われていました逗子国際文化フォーラムの中でもフェアトレードを含めた、これはもう社会教育のほうでもずっとかかわってきている。もしくは市民協働そのものもかかわってきている。これもその動きの中ではすごくリンクするし、そして夜は多文化共生をテーマにしたまた動き、あるいは市民協働課もかかわっていて、そこに市長のまちづくりトークもかかわってきていますから、もう市の中では非常に一つのテーマに関して横断的な動きが非常に市民サイドから見ても見える関係になってきている。こういう流れの中で教育委員会というのも、しっかりその動きの中で、教育委員会がやはり公的に担うことと、まさしく市民と協働的にやっていくというところ、どううまくつくり出していくかというのが、私たちが横断もしくはつながりというところで大切にしていきたいということが逗子の中の非常に具体的に見えてきているなと思っていますので、今後こういったことも大切にしていきたいと思っています。

○横地委員

その前の話ですけれども、7回予定をしているということですが、7回全部出席して希望者は資格が取れるというような予定のものでしょうか。

○石黒教育部長

現時点では、7回中6回ほど、計12時間ということなんですけれども、学会のほうとしての資格認定につながるということでお話は伺っております。

○横地委員

ありがとうございました。その星山先生の研修も、私が現場にいて、現場の先生と言われる教諭、保育士と言われる人たちや、あとはそういうお子さんを持った保護者もしくはそういうお子さんではなくても、こういうことに興味のある保護者の方が行っているというのを聞いています。その中で、そういう子たちを、困っている子を理解するということでは、とてもすばらしい研修だと思うのですけれども、今度まさに青少年会館にできる療育と教育の総合センターというところで、横断的というか、教育と障がいのこの分野が一緒の総合センターの中で、私の経験の中で、教育研究所のスクールカウンセラーの先生とかがやっぱり幼稚園、保育園、小さいうちにでも学級の集団づくりというところに非常に問題を抱えている。対個人の、困っている子の対個人に対しての支援というのは、今の療育相談所が手厚くいろいろなことをやってくださっているので、情報として知識としてあるのですけれども、学級集団づくりというのはやはり幼稚園、保育園、集団がありますので、そこもとても大事なところになっております。その中でスクールカウンセリングの先生が厚意の中で幼稚園・保育園に来てくださっている中で大きな成果があるので、まさに今度療育と教育の総合センターができることで、この星山先生のような考えを市民が持って、この療育と教育の総合センターの中でも対個人の療育支援だけじゃなくて、対集団に対しても支援が、逗子市の中でシステム化されて、幼少のころ、集団にたまたまかかわっている乳児・幼児に対しても支援ができればいいかなというのを非常に望んでおります。

今こういうお話をしている、星山先生の研修が社会教育課と研究所の2つ課の協同で行っているということで、まさに本当はここに障がい福祉課の方もいてほしいぐらいな、この今この話を聞いてほしいぐらいなものなので、この障がい福祉課、社会教育課、研究所、みんなが一緒になってやるシステム化されたものができる、乳幼児のころから支援ができればいいかなと思います。それを期待しております。

○山西委員長

ありがとうございます。今の件については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかに何か御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

○桑原委員

今、ちょっと療育と教育の総合センターのお話が出ましたので、ちょっとそれと別件で。教育研究所が12月に引っ越しされて移る先の施設の整備のことですとか、いつ戻るかのお話もあったので、今現状、どのように引っ越されて、業務がどうされているかを伺えればと思

います。

○石黒教育部長

逗子会館に引っ越しをいたしまして、1階部分が事務室、2階、3階に相談等、適応指導教室なぎさを置いております。構造上、なぎさに通う子どもたちですとか、相談の人たちは事務室を通過して階段を上がって行くというような動線になってしまうのですが、子どもたちは抵抗なく通ってきているそうです。現在、なぎさには7名の子どもたちが通級していますが、来て楽しく過ごしていると聞いております。ただ、相談にいらっしゃる方々の中には、ちょっとお体の不自由な方もいらっしゃるので、エレベーターがないので、その辺は多少不便なところもあるけれども、ただ、交通の便はよくなったので、そういった意味ではプラスだということを知っております。

○山西委員長

ありがとうございます。よろしいですか。

○桑原委員

はい、ありがとうございました。

○山西委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、以上でその他についてを終わります。

次回の定例会についてですが、3月23日（水曜日）午前10時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知いたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして教育委員会2月定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。